

○農林水産省告示第 号

農産物検査法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十二号）第六条第一項及び第八条第一項の規定に基づき、平成十三年三月二十二日農林水産省告示第四百四十三号（農産物検査法施行規則の規定に基づき標準抽出方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和元年 月 日

農林水産大臣 吉川 貴盛

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第一 国内産農産物の品位等検査に係る標準抽出方法</p> <p>一 包装されている国内産農産物の標準抽出方法は、(一)のおおりにする。ただし、当該農産物を調製し、又は貯蔵する施設において、調製され、又は貯蔵された状態から直接包装されたものについては、(二)のとおりとすることができる。</p> <p>(一) 検査荷口（農産物の種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位が同一と認められる農産物の集まりであつて、検査の対象となるものをいう。第一及び第二において同じ。）から次のア及びイの表の検査荷口の大きさの欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の抽出個数の欄に掲げる数量の個体（包装されている形態の一単位をいう。以下同じ。）を無作為に抽出するとともに、当該抽出した個体から当該農産物を抽出したものを試料とすることとする。ただし、品位等検査の結果、農産物規格規程（平成十三年二月二十八日農林水産省告示第二百四十四号）に適合しない個体の数がア及びイの表の検査荷口の大きさの欄に掲げる区分ごとの合格判定個数の欄に掲げる数量を超えた場合においては、当該検査荷口の全個体から試料を抽出する。</p> <p>ア（略）</p> <p>イ（略）</p> <p>(二) 包装されていない状態のものを検査荷口とし、当該検査荷口の重量の一万分の一以上の量の農産物を無作為に抽出するとともに、当該抽出したものをのみにあつては千五百グラムに、もみ以外の農産物にあつては二百グラムにして試料とすることとする。</p> <p>二（略）</p>	<p>第一 国内産農産物の品位等検査に係る標準抽出方法</p> <p>一 包装されている国内産農産物の標準抽出方法は、検査荷口（農産物の種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位が同一と認められる農産物の集まりであつて、検査の対象となるものをいう。第一及び第二において同じ。）から次の(一)及び(二)の表の検査荷口の大きさの欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の抽出個数の欄に掲げる数量の個体（包装されている形態の一単位をいう。以下同じ。）を無作為に抽出するとともに、当該抽出した個体から当該農産物を抽出したものを試料とすることとする。ただし、品位等検査の結果、農産物規格規程（平成十三年二月二十八日農林水産省告示第二百四十四号）に適合しない個体の数が(一)及び(二)の表の検査荷口の大きさの欄に掲げる区分ごとの合格判定個数の欄に掲げる数量を超えた場合においては、当該検査荷口の全個体から試料を抽出する。</p> <p>(一)（略）</p> <p>(二)（略）</p> <p>(新設)</p>

第三 成分検査に係る標準抽出方法

一 包装されている国内産農産物の標準抽出方法

包装されている国内産農産物の標準抽出方法は、(一)のとおりとする。ただし、当該農産物を調製し、又は貯蔵する施設において、調製され、又は貯蔵された状態から直接包装されたものについては、(二)のとおりとすることができる。

(一) 検査荷口（農産物の種類が同一と認められる農産物の集まりであつて、検査の対象となるものをいう。第三において同じ。）から次の表の検査荷口の大きさの欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の抽出個数の欄に掲げる数量の個体を無作為に抽出するとともに、当該抽出した個体から当該農産物を抽出し、一キログラムにして試料とすることとする。

(二) 包装されていない状態のものを検査荷口とし、当該検査荷口の重量の一万分の一以上の量の農産物を無作為に抽出するとともに、当該抽出したものを一キログラムにして試料とすることとする。

(表略)  
二 四 (略)

二 (略)

第三 成分検査に係る標準抽出方法

一 包装されている国内産農産物の標準抽出方法

包装されている国内産農産物の標準抽出方法は、検査荷口（農産物の種類が同一と認められる農産物の集まりであつて、検査の対象となるものをいう。第三において同じ。）から次の表の検査荷口の大きさの欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の抽出個数の欄に掲げる数量の個体を無作為に抽出するとともに、当該抽出した個体から当該農産物を抽出し、一キログラムにして試料とすることとする。

(新設)

(表略)  
二 四 (略)

附 則

この告示は、公布の日から施行する。